

A 様

神戸市監査委員	櫻 井 誠 一
同	佐 伯 育 三
同	崎 元 祐 治
同	松 本 修

滋賀県造林公社に対する債権の放棄に関する住民監査請求について（通知）

平成 23 年 2 月 23 日及び 28 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 23 年 2 月 23 日及び 28 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の内容は次のとおりである。

平成 23 年 2 月 16 日、神戸市会ホームページにて、(社)滋賀県造林公社への神戸市からの借入金債権 95,834,950 円のうち 78,760,936 円に利息債 105,557,280 円を加えた金額を市長によって市議会に「権利の放棄」の議案が出されていることを知った。これらの債権放棄は違法であり、(社)滋賀県造林公社は債権全額を神戸市に返還し、神戸市長がこれらの損害を神戸市へ取り戻すべきことを求める。

それらの債権放棄は、たとえ市議会で議決され条例制定したとしても、長の債権取立て等を規定した「地方自治法 240 条及び同法施行令 171 条の 5」に違反する。なぜなら、同施行令は、債権放棄できる理由を「①法人である債務者事業を休止し、将来の事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価格が強制執行の費用をこえないと認められるとき。②債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき③債権が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」との規定がある。そして、この違法は財務会計上のものである。そうすると、上記債権放棄が議決されようと、それが条例という形をとろうと、条例は法律に従うべきであるから、違法な条例は無効であり、債権全額を(社)滋賀県造林公社が神戸市に返還すべきことは当然である。また、この違法は、故意に行われているものである。

したがって、これを誤った点について、地方自治法 138 条の「誠実に管理し及び執行する義務を負う」神戸市長及びこれらの手続に関与した職員には故意があり、また少なくとも過失がある。したがって、市長の職にあった者個人が、それらの債権のうち（社）滋賀県造林公社から返還されない額を、市に賠償しなければならない。

監査委員にはこの趣旨に添った適切な措置を講ずることを求める。

第 2 受理できない理由

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするものである。

しかるに本件請求についてみると、請求人は、「（社）滋賀県造林公社への神戸市からの借入金債権 95,834,950 円のうち 78,760,936 円に利息債 105,557,280 円を加えた金額を市長によって市議会に『権利の放棄』の議案が出されていることを知った。これらの債権放棄は違法であり、…」と記載している。

しかし、当該債権放棄は、添付書類によれば調停の成立を停止条件としており、未だ行為は行われていない。

従って、調停の成立が相当の確実さをもって予測されるとは断言できず、よって、当該債権放棄についても同じく、相当の確実さをもって予測される場合には該当しない。

同様に、現時点で損害は発生しているとはいえない。

また、請求人は、「債権放棄は、たとえ市議会で議決され条例制定したとしても、長の債権取立て等を規定した『地方自治法 240 条及び同法施行令 171 条の 5』に違反する。なぜなら、同施行令は、債権放棄できる理由を『①法人である債務者事業を休止し、将来の事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価格が強制執行の費用をこえないと認められるとき。②債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき③債権が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。』との規定がある。」と記載して、違法性を主張している。

しかしながら、請求人の主張する地方自治法施行令 171 条の 5 は徴収停止に関する規定であり、請求人が主張するような債権放棄の理由を定めたものでないことは明らかである。

よって、同条違反の主張は、当該債権放棄の違法性を主張していることにはならない。

以上により、本件請求は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求としては不適法であるので受理することはできない。